

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当たる翌日が休日には、その
日に當ります)

鳥取県告示第千五十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十六年十二月二十一日

- 目 次
- △告示 保険医の登録
 - △告示 保険医療機関の指定
 - △告示 土地改良事業計画の適否の決定

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岩本診療所	西伯郡名和町大字御来屋一〇一八	昭和四十六年十二月一日
岸歯科医院	鳥取市末広温泉町一六三	"

明石歯科診療所	西伯郡名和町大字御来屋九七四	指 定 年 月 日
		十二日 一日

鳥取県告示第千五十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

- △公 告
- △選管告示 昭和四十四年十二月鳥取県選舉管理委員会告示第二十七号の一部改正
 - △公 告 危険物取扱者試験の合格者

土地の用途廃止

昭和四十六年十二月二十一日

鳥取県知事 石破二朗

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
阿部重郎	鳥医第一、六四一號	昭和四十六年十二月三日
平川訓己	一、六四二號	"
赤松凱彦	一、六四三號	"
金新一	一、六四四號	"
吉田恭弘	一、六四五號	"
杉原登司夫	一、六四六號	"
永井健吾	一、六四七號	"
岩井宣健	一、六四八號	"

鳥取県告示第十五十六号

昭和四十六年十月十九日付で鳥取市長から申請のあつた土地改良（東桂見地区かんがい排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月二十一日

鳥取県知事 石破二朗

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間
昭和四十六年十二月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所
鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

二 縦覧に供する期間
昭和四十六年十二月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所
鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千五十九号

昭和四十六年十月十九日付で鳥取市長から申請のあつた土地改良（菖蒲地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十二月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所
鳥取県告示第千五十九号

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和四十六年十二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十二月二十二日から二十日間

昭和四十六年十二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十二月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千六十一号

昭和四十六年十一月二十七日付で鹿野町長から申請のあつた土地改良（小別所地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示す

る。

昭和四十六年十二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十二月二十二日から二十日間

三　縦覧に供する場所
鹿野町役場

四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和四十六年十一月十五日付で福部村長から申請のあつた土地改良（細川地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第千六十一号

昭和四十六年十一月二十七日付で鹿野町長から申請のあつた土地改良（鷲峰地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一　縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二　縦覧に供する期間

昭和四十六年十二月二十二日から二十日間

鳥取県告示第千六十三号

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和四十六年十二月二十二日から二十日間

三　縦覧に供する場所
鹿野町役場

四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和四十六年十二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第千六十二号

昭和四十六年十月十九日付で鳥取市長から申請のあつた土地改良（上砂見地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十二月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県知事 石 破 二 朗

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千六十五号

昭和四十六年十月十九日付で鳥取市長から申請のあつた土地改良（金沢地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十二月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千六十六号

昭和四十六年七月三十日付で岩美町長から申請のあつた土地改良（中村地区かんがい排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十二月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月二十一日

鳥取県知事
石破二郎

鳥取県告示第千六十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年十二月十六日から用途

正
文
九

総覽に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二
総覽に供する期間

昭和四十六年十二月二十二日於山二十日間

三
續賢川集

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千六十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年十二月十六日から用途廃止した。

昭和四十六年十二月二十一日

鳥取県知事
石破二朗

所面積用

八頭郡郡家町大字郡家字青木下分六一二ノ三番地

八頭郡郡家町大字郡家字青木下分六一ニノ三番地
先から同町大字郡家字青木下分六一〇ニ二番地先
まで

鳥取県告示第千六十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年十二月十四日から用途廃止した。

場所	(面積 平方メートル)	用途
米子市上福原字東孫兵衛池一、三五〇番地先から 同市上福原字西孫兵衛池一、三二〇ノ一番地先ま で	一六二・四五	道路敷

米子市上福原字東孫兵衛池一、三五〇番地先から同市上福原字西孫兵衛池一、三二〇ノ一番地先まで

面積 (平方メートル)	用途
一六二・四五	
一四九・九五	道路敷
一〇五・九三	水路敷

鳥取県告示第千七十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年十二月十七日から用途

00724

第4302号 (第三種郵便物認可)

7 昭和46年12月21日 火曜日

鳥取県公報

廃止した。

昭和四十六年十一月二十一日

公 告

場所	(面積 平方メートル)	用途
氣高郡氣高町大字勝見字郷谷口三五八ノ一番地先 から同町大字勝見字郷谷口三八ノ一番地先まで	一六八・八九	道路敷
氣高郡氣高町大字勝見字郷谷口三五五ノ一番地先 から同町大字勝見字郷谷口三八〇ノ五番地先まで	一一一・二八	水路敷

昭和46年11月27日に実施した危険物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。
昭和46年12月21日

鳥取県知事 石破一朗

鳥取県知事 石破一朗

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十号

昭和四十四年十一月鳥取県選挙管理委員会告示第一一七号(不在者投票
管理者を置くことのやむを得ない病院等の指定について)の一端を次のとおりに改
正する。

昭和四十六年十一月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

「鳥取市立敬生寮」
鳥取市湖山町一八四〇の四」を
「鳥取市立敬生寮」
鳥取県立西部養護

老人ホーム 米子市東福原一三九三」に改め、「米子市白寿荘」
米子市皆生一八〇六の四」及び「尚風園 日野郡田南町矢戸一〇一〇一〇一」を
削る。

金森 勝己

乙種第3類危険物取扱者試験

田口 正弘

菱本 卓男

角田 廣義

乙種第4類危険物取扱者試験

影井 敦清

北川 和美

白岩ミツ子

牛尾 直祐

森田 一夫

西上 孝雄

田中利富雄

陶山 博

縫谷 昌生

遠藤 隆三

入江 栄一

福本 満夫

西尾延吉郎

西尾 勇

田中 義弘

中村 健一

野間哲夫

古川 晃夫

桂木 秀

今井 敏郎

矢島 敏範

池本 豊

村上 清司

萩原 純一

和泉 良一

藤田日出美

山本 弘

市村健太郎

山田 昇

中川 厚

岩見 哲雄

古田 秀幸

山田 昇

中川 厚

岩見 哲雄

古田 秀幸

第三種郵便物認証(司)昭和46年12月21日曜

藤原 一	白石 定男	山下 和男	田中 良雄	田村 和幸	宮崎 美之	森本 岩松	金森 勝己
西村 孝一	伊田 幸雄	松本 憲夫	岩崎 一	寺沢 稔	佐藤 明	高田 知	米川 正孝
田中 克実	尾崎 隆子	山田千也子	小谷 豊	山下 信雄	松本 忠雄	原 義朝	青木 弘志
童本 光弘	山根 忠久	藤本 弘幸	馬壁 宣子	小椋万寿美	横尾 稔之	原 健	青木 宽
季行 利忠	山村 喜一郎	種子 至剛	時代 晴代	北村 傑	安藤 太一	加藤 祥道	市川 勝
井上 弘	金田 茂樹	至由 和田	廣歲 善道	寺井 政明	永瀬 太史	手島 謙	内田 義
浜田 俊昭	山田 芳文	嵩山 絹逸	上田 静男	高田 佳徳	吉田 元夫	中原 孝志	山川 博
山中 正則	長本 篤好	青山 月坂	浜田 一夫	梅原 潮美	山田 豊	坂本 善吉	秀明 武
大植 治	春夫 舞	船越 万弘	小林 兵	津田 雄二	最上 武二	弘 琴	利夫 武
野坂 幸秀	勇造 万弘	大槻 萩原	景山 憲男	荒木 秀明	宇田 学	下村 賢悟	貞女 武
大野 勇造	賀夫 敏夫	江原 英昭	松森 憲	大谷 芳男	月谷 清子	比留田禪夫	末次 義
平口 幸造	雅晴 駿彦	茂義 尚夫	松原 利昌	森田 慶司	山本 勝正	山根 憲	福岡 伸
山口 敬聖	鈴木 澄	中村 尚夫	浅井 芳夫	山中 和夫	福永 純久	佐藤 京二	賢悟 伸
春木眞知子	牧野惠美子	久雄 利昌	吉岡 緑	山中 武内	王島 守正	守正 守	森本 岩松
大島 博文	安野 顯弘	久雄 利昌	喜一	和夫 民安	渡辺 肇	岸 信幸	金森 勝己
若原 立良	立良 誠	久雄 利昌	吉岡 光正	吉岡 光正	岸 信幸	岸 信幸	米川 正孝
石橋 誠	仁志 仁志	久雄 利昌	安藤 義人	安藤 義人	伊吹 善博	伊吹 善博	青木 弘志
林原 仁明	義明 仁明	久雄 利昌	吉岡 光正	吉岡 光正	上林元三郎	上林元三郎	高木 宽
橋谷 高丸	重樹 高丸	久雄 利昌	橋浦 知明	橋浦 知明	米原與貴雄	米原與貴雄	高木 宽
宮本 弘春	弘春 弘春	久雄 利昌	寺坂 忠雄	寺坂 忠雄	村上 忠利	村上 忠利	高木 宽
山根 石井	輝夫 石井	久雄 利昌	角田 詔男	角田 詔男	尾坂 繢	尾坂 繢	高木 宽
谷田 守	守 勉	久雄 利昌	福田 順三	但馬 順三	岸 岸	岸 岸	高木 宽
伊藤 正博	武美 正博	久雄 利昌	吉川 正	吉川 正	岸 岸	岸 岸	高木 宽
山根 正信	武美 正信	久雄 利昌	吉川 信幸	吉川 信幸	岸 岸	岸 岸	高木 宽
渡辺 肇	肇 肇	久雄 利昌	上田 上田	上田 上田	岸 岸	岸 岸	高木 宽

乙種第6類危険物取扱者試験

安藤 義人

吉岡 光正

丙種危険物取扱者試験

吉岡 光正

吉岡 光正

田中 千歳	佐伯 清美	松本 松本	田中 佐伯	田中 佐伯	橋浦 知明	越田 務	越田 務
小田原順一郎	吉田 富夫	森 健一	吉田 安達	吉田 安達	寺坂 忠雄	伊吹 善博	伊吹 善博
吉田 富夫	岩成 明	細谷 俊夫	吉田 善人	吉田 善人	吉田 詔男	上林元三郎	上林元三郎
大坪 浩治	吉田 君夫	吉田 君夫	田内 安達	田内 安達	角田 詔男	松岡 弘幸	松岡 弘幸
谷田 守	守 勉	小嶋 正己	小嶋 正己	小嶋 正己	福田 幸一	但馬 順三	但馬 順三
伊藤 正博	武美 正博	山根 宏	山根 宏	山根 宏	吉川 正	吉川 正	吉川 正
渡辺 肇	肇 肇	吉川 正	吉川 信幸	吉川 信幸	岸 岸	岸 岸	岸 岸
上田 上田	岸 岸	岸 岸	岸 岸	岸 岸	岸 岸	岸 岸	岸 岸

宮本 一正	高木 勉	中島 収	小倉 三郎	阿式 徳則	門脇 廣志	沢島 節	田原美佐雄
岩成 洋一	西田 幸雄	上田 達也	松本 広雄	秋房 悅雄			
岡本 誠	瀧本 昭良	長谷川文二	河金 敏子				
前田 晴久	福田 勝弘	福田 四郎	吉岡 勝				
武本 正子	森井 清人	大西 弘	山根 京子				
田渕 小谷	浜口 寛雄	田中 栄	米沢 節子				
西田 若松	西尾 源治	永美 忠勝	小泉 清				
西田 静雄	山下 俊一	横山 繁幸	木下 凉一				
若松 道明	古田 當高	山根 優	板垣 義則				
浦木 秀紀	當高 勉	山根 和親	手嶋 富彦				
山口 保介	黒田 忠孝	福田 弘一	遠藤 隆				
山口 神野	忠孝 和美	浜上 莫子	青山 ヨシエ				
福田 佐野	池谷 敏治	山中 和正	寺沢 健治				
福田 都田	岩田 重雄	横山 愛子	松本 善博				
佐野 功一	高橋 一司	湯本 幸雄	小椋 亮				
福田 池田	木下 美則	鍵谷 龍五	杉山 鶴雄				
佐野 信幸	西尾 克己	山本 公孝	波田 宣哉				
中村 篓矢	江村 敏夫	富田 孝司	河妹 タツ代				
永江 恒雄	照男	太田 雅介	鹿島 早苗				
斎木 正子	雪枝	林原 實子	松原 視一				
本川 多喜恵	宮崎 明石	幸子	尾崎 安秀				
堀本 容子	水谷 昭	岩谷 節男	田口 保三				
門脇 朗	西尾 節男	古志野良次	木村 誠二				
足立 雄二	思田貴美雄						